

総務省 規制の事前評価書

(船舶共通通信システム等の普及促進に向けた関係規定の整備)

所管部局課室名：総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

電 話：03-5253-5901

メールアドレス：maritime@ml.soumu.go.jp

評価年月：平成26年 3月 4日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制改正の目的及び概要

ア 現状及び問題点

平成21年、小型船舶が任意で設置する船舶共通通信システム（以下「国際VHF」という。）及び簡易型船舶自動識別装置（以下「簡易型AIS」という。）の導入のための制度整備を行い、その普及・促進に努めているところであるが、その普及状況は十分といえない状況にある。

総合通信局等による漁船及びレジャー船等の関係者に対する意見聴取では、国際VHFや簡易型AISは、小型船舶への設置が任意であり、その有用性を認識していても、現状では、無線設備の設置費用に加え、設置後の維持経費（無線局定期検査等）等に負担を感じ、その設置を見送る者もいると報告されている。

しかしながら、制度整備後も毎年多くの海難事故が発生し、特に大型船舶と小型船舶との衝突事故では多くの尊い命が犠牲となっているため、小型船舶への国際VHFや簡易型AISの早期設置が望まれているところであり、総務省として支援できる措置を行うことが喫緊の課題である。

イ 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

国際VHFや簡易型AISは、船舶の安全な航行や衝突の未然防止に有用な無線システムであり、多くの船舶が設置できるよう支援することが必要である。

このため、免許人や船主等が国際VHFや簡易型AISを容易に設置できるよう、電波監理上、支障がない範囲において規制を見直すものである。

規制の見直しの内容は以下のとおりである。

① 免許手続の簡素化

無線航行移動局に国際VHFや簡易型AIS（いずれも電波法第4条第2号の適合表示無線設備）を追加する場合、無線局の種別が船舶局となることから、無線航行移動局を廃止し、船舶局を開設する手続が必要となる。

この際、廃止する無線航行移動局のレーダーを継続使用する場合であっても、

当該レーダーが適合表示無線設備以外の設備の場合、免許手続規則第 15 条の 4 に基づく、簡易な免許手続を行うことができないこととなっている。

このため、廃止する無線航行移動局のレーダーの全部又は一部を継続使用し、新たに適合表示無線設備の機器を追加して船舶局を開設する場合は、簡易な免許手続を行えるよう措置するものである。

② 定期検査の不要化

電波法では、無線局は、免許を受けた際に、審査及び検査された条件が、その後も持続されているかどうかを点検するものであるが、無線局管理の状況等から定期検査を行う必要性が低いと認められた無線局については定期検査を行わないこととしている。

現在、定期検査を行わない船舶局は、国際 VHF（空中線電力 5W 以下の携帯して使用するための無線設備）のみ、又はこれと適合表示無線設備のレーダー（空中線電力 5kW 未満のもの）を併設する場合のみとしている。

一方、簡易型 AIS を設置した船舶局については、これまで定期検査を実施してきたが「不可」事項がなく、適切に運用されてきている。

したがって、簡易型 AIS は、当該装置が適合証明無線設備であること、当該装置のみを設置した船舶局は無線従事者資格を要しないこと、無線設備の信頼性が持続されていること等から、無線局管理の状況等から定期検査を行う必要性が低いと認められるため、当該装置について定期検査を行わない船舶局に追加するものである。

2 規制の費用

(1) 遵守費用

免許手続の簡素化により、落成後の検査（新設検査）が不要となるため、申請者にとっては、申請から免許までの期間が短縮されるとともに落成後の検査手数料の負担がなくなるのみである。

また、定期検査の不要化により、今回追加する簡易型 AIS 無線設備を含む、該当無線設備のみを設置する船舶局については、定期検査を行わないこととなり、定期検査手数料の負担がなくなるのみである。

したがって、新たな金銭的負担及び事務的負担は発生しない。

(2) 行政費用

免許手続の簡素化及び定期検査の不要化により、新たな行政事務は発生しないため、特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。

(3) その他の社会的費用

特段想定されるものはない

3 規制の便益

(1) 免許手続の簡素化

無線航行移動局を開設している免許人が国際 VHF や簡易型 AIS を新たに設置して、船舶局を開設する場合は、既設のレーダーを継続使用する限り簡易な免許手続（落成後の検査（新設検査）が不要。）によることが可能となり、免許人の経済的負担が軽減され、国際 VHF や簡易型 AIS の迅速な導入が期待される。

(2) 定期検査の不要化

船舶局のうち、無線設備が国際 VHF（空中線電力 5W 以下の携帯して使用するための無線設備）、簡易型 AIS、レーダー（適合表示無線設備であって、空中線電力 5kW 未満のもの）のみ場合について、定期検査を不要とすることにより、免許人の経済的負担が軽減される。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

本制度改正は、上記のとおり、特段の金銭的負担及び事務的負担を発生させることなく、免許人又は申請者が容易に国際 VHF や簡易型 AIS を設置できるよう措置するものであることから、適切なものである。

5 有識者の見解その他関連事項

「海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」の報告書（平成 21 年 1 月）の内容を反映したものである。

6 レビューを行う時期又は条件

関係規定の整備後、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。

7 代替案

本制度改正は、国際 VHF 及び簡易型 AIS の普及促進のため、電波監理上支障がない範囲で規制を緩和することとして検討したものであり、現時点では、他の代替案等はない。